

個人事業者等に対する安全衛生対策について（各論②－２）

第165回安全衛生分科会資料

今後の検討の進め方

論点1 危険有害作業に係る個人事業者等の災害を防止するための対策①（個人事業者自身、注文者等による対策）

- 個人事業者等の業務上の災害の把握方法等
- 個人事業者自身による措置のあり方
- 注文者（発注者）による措置のあり方
- 発注者以外の災害リスクを生み出す者等による措置のあり方

安衛法上どのように「個人事業者等」を位置付けるのか

【総論①】

労働安全衛生法上の「個人事業者等」の範囲

【総論②】

労働安全衛生法で「個人事業者等」を保護し、又は規制するに当たっての考え方

措置主体に応じて具体的内容を検討してはどうか

【各論①】

個人事業者等自身でコントロール可能な災害リスクへの対策

【各論②】

個人事業者等自身でコントロール不可能な災害リスクへの対策

- (1) 注文者（発注者）による措置のあり方
- (2) 発注者以外の災害リスクを生み出す者等による措置のあり方

【各論③】

その他（【各論①】、【各論②】の実行性を高めるための取組等）

【各論②】 個人事業者等自身でコントロール不可能な災害リスクへの対策（その5）

【機械等貸与者等の講ずべき措置等】 《個人事業者等の安全衛生対策のあり方に関する検討会報告書（抄）》

- 安衛法第33条の規定について、「当該機械等による労働災害を防止するため必要な措置（第1項）」、「操作による労働災害を防止するため必要な措置（第2項）」とされているが、貸与を受けた機械等による災害リスクは労働者であるか否かは関係ないため、「労働者」に限定しない（個人事業者等も対象に含まれることが明確となる）規定に見直すこととする。
- 規制対象の機械等は、「移動式クレーン」、「車両系建設機械」、「不整地運搬車」、「高所作業車」に限定されているが、陸上貨物運送事業においては、着荷主の事業場においてフォークリフトの貸与を受け、附帯業務として荷役作業をもとめられるとの実態も報告されていることから、災害の実態も踏まえつつ、「フォークリフト」などの危険性が高い機械等についても規制対象に含めることとする。これに併せて、規制対象に追加した機械等に特有の講ずべき措置がある場合には講ずべき措置に追加する。

《論点》

- 機械等貸与者が行う、機械等による災害を防止するために講ずべき措置については、事業者に貸与するときに義務付けられているところ、個人事業者等に貸与するときも義務付けることとして良いか。
- 機械等を貸与される個人事業者等の災害を防止するために機械等貸与者に義務付けられる措置については、当該機械を労働者と同じ場所で使用する場合として良いか。
- 安衛法第33条で定める「機械等」は、安衛法施行令第10条に定めるもの以外にどのようなものが考えられるか。

【機械等貸与者の講ずべき措置等】

論点

- 機械等貸与者が行う、機械等による災害を防止するために講ずべき措置については、事業者に貸与するときに義務付けられているところ、個人事業者等に貸与するときも義務付けることとして良いか。

対応案

- 貸与された機械等による危険性は、貸与される者が事業者であるか否かによって変わるものではないため、対象となる者に個人事業者等も含まれることを規定上、明確にしてはどうか。

論点

- 機械等を貸与される個人事業者等の災害を防止するために機械等貸与者に義務付けられる措置については、当該機械を労働者と同じ場所で使用する場合として良いか。

対応案

- 個人事業者等を保護し、規制を課すのは安衛法上は労働者と同じ場所で働く場合であることを踏まえれば、機械等貸与者に措置を義務付けるのは個人事業者等が労働者と同じ場所で働く場合とすべきであるが、機械等貸与者が
 - ①事業者であるか個人事業者等であるか
 - ②個人事業者等の場合に労働者と同じ場所で使用するか否かを判断することは困難であるため、個人事業者等に貸与する場合にも事業者に貸与する場合と同様の措置を機械等貸与者に義務付けることとしてはどうか。

【機械等貸与者の講ずべき措置等】

論点

- 安衛法第33条で定める「機械等」は、安衛法施行令第10条に定めるもの以外にどのようなものが考えられるか。

対応案

- 法第33条で労働災害を防止するための措置を求められている機械は、運転の業務に当たり必要な資格等が定められていて、（機械のリースが一般的な）不特定の場所に自走する機械であるため、これらの条件を同様に満たすフォークリフト、ショベルローダー及びフォークローダーを追加してはどうか。

【機械等貸与者の講ずべき措置等】

参照条文－労働安全衛生法（機械等貸与者等の講ずべき措置等）

- 第 33 条 機械等で、政令で定めるものを他の事業者に貸与する者で、厚生労働省令で定めるもの（以下「機械等貸与者」という。）は、当該機械等の貸与を受けた事業者の事業場における当該機械等による労働災害を防止するため必要な措置を講じなければならない。
- 2 機械等貸与者から機械等の貸与を受けた者は、当該機械等进行操作する者がその使用する労働者でないときは、当該機械等の操作による労働災害を防止するため必要な措置を講じなければならない。
 - 3 前項の機械等进行操作する者は、機械等の貸与を受けた者が同項の規定により講ずる措置に応じて、必要な事項を守らなければならない。

参照条文－労働安全衛生法施行令（法第33条第1項の政令で定める機械等）

- 第 10 条 法第 33 条第 1 項の政令で定める機械等は、次に掲げる機械等とする。
- 1 つり上げ荷重（クレーン（移動式クレーンを除く。以下同じ。））、移動式クレーン又はデリックの構造及び材料に応じて負荷させることができる最大の荷重をいう。以下同じ。）が 0・5 トン以上の移動式クレーン
 - 2 別表第 7 に掲げる建設機械で、動力を用い、かつ、不特定の場所に自走することができるもの
 - 3 不整地運搬車
 - 4 作業床の高さ（作業床を最も高く上昇させた場合におけるその床面の高さをいう。以下同じ。）が 2 メートル以上の高所作業車

別表第 7 建設機械

- 一 整地・運搬・積込み用機械
- 二 掘削用機械
- 三 基礎工事用機械
- 四 締固め用機械
- 五 コンクリート打設用機械
- 六 解体用機械

【機械等貸与者の講ずべき措置等】

参照条文－労働安全衛生法（罰則）

第 119 条 次の各号のいずれかに該当する者は、6月以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

- 一 第 14 条、第 20 条から第 25 条まで、第 25 条の 2 第 1 項、第 30 条の 3 第 1 項若しくは第 4 項、第 31 条第 1 項、第 31 条の 2、**第 33 条第 1 項若しくは第 2 項**、第 34 条、第 35 条、第 38 条第 1 項、第 40 条第 1 項、第 42 条、第 43 条、第 44 条第 6 項、第 44 条の 2 第 7 項、第 56 条第 3 項若しくは第 4 項、第 57 条の 4 第 5 項、第 57 条の 5 第 5 項、第 59 条第 3 項、第 61 条第 1 項、第 65 条第 1 項、第 65 条の 4、第 68 条、第 89 条第 5 項（第 89 条の 2 第 2 項において準用する場合を含む。）、第 97 条第 2 項、第 105 条又は第 108 条の 2 第 4 項の規定に違反した者
（以下略）

第 120 条 次の各号のいずれかに該当する者は、55万円以下の罰金に処する。

- 一 第 10 条第 1 項、第 11 条第 1 項、第 12 条第 1 項、第 13 条第 1 項、第 15 条第 1 項、第 3 項若しくは第 4 項、第 15 条の 2 第 1 項、第 16 条第 1 項、第 17 条第 1 項、第 18 条第 1 項、第 25 条の 2 第 2 項（第 30 条の 3 第 5 項において準用する場合を含む。）、第 26 条、第 30 条第 1 項若しくは第 4 項、第 30 条の 2 第 1 項若しくは第 4 項、第 32 条第 1 項から第 6 項まで、**第 33 条第 3 項**、第 40 条第 2 項、第 44 条第 5 項、第 44 条の 2 第 6 項、第 45 条第 1 項若しくは第 2 項、第 57 条の 4 第 1 項、第 59 条第 1 項（同条第 2 項において準用する場合を含む。）、第 61 条第 2 項、第 66 条第 1 項から第 3 項まで、第 66 条の 3、第 66 条の 6、第 66 条の 8 の 2 第 1 項、第 66 条の 8 の 4 第 1 項、第 87 条第 6 項、第 88 条第 1 項から第 4 項まで、第 101 条第 1 項又は第 103 条第 1 項の規定に違反した者
（以下略）

【機械等貸与者の講ずべき措置等】

参照条文－労働安全衛生規則（機械等貸与者等の講ずべき措置）

（機械等貸与者）

第 665 条 法第 33 条第 1 項の厚生労働省令で定める者は、令第 10 条各号に掲げる機械等を、相当の対価を得て業として他の事業者へ貸与する者とする。

（機械等貸与者の講ずべき措置）

第 666 条 前条に規定する者（以下「機械等貸与者」という。）は、当該機械等を他の事業者へ貸与するときは、次の措置を講じなければならない。

- 一 当該機械等をあらかじめ点検し、異常を認めるときは、補修その他必要な整備を行なうこと。
- 二 当該機械等の貸与を受ける事業者に対し、次の事項を記載した書面を交付すること。

イ 当該機械等の能力

ロ 当該機械等の特性その他その使用上注意すべき事項

2 前項の規定は、機械等の貸与で、当該貸与の対象となる機械等についてその購入の際の機種を選定、貸与後の保守等当該機械等の所有者が行うべき業務を当該機械等の貸与を受ける事業者が行うもの（小規模企業者等設備導入資金助成法（昭和 31 年法律第 105 号）第二条第六項に規定する都道府県の設備貸与機関が行う設備貸与事業を含む。）については、適用しない。

（機械等の貸与を受けた者の講ずべき措置）

第 667 条 機械等貸与者から機械等の貸与を受けた者は、当該機械等を操作する者がその使用する労働者でないときは、次の措置を講じなければならない。

- 一 機械等を操作する者が、当該機械等の操作について法令に基づき必要とされる資格又は技能を有する者であることを確認すること。
- 二 機械等を操作する者に対し、次の事項を通知すること。

イ 作業の内容

ロ 指揮の系統

ハ 連絡、合図等の方法

ニ 運行の経路、制限速度その他当該機械等の運行に関する事項

ホ その他当該機械等の操作による労働災害を防止するため必要な事項

【機械等貸与者の講ずべき措置等】

参照条文－労働安全衛生法施行令（抄）

（法第61条第1項の政令で定める業務のうち、不特定の場所に自走する機械の運転の業務の抜粋）

第20条 法第61条第1項の政令で定める業務は、次のとおりとする。

（略）

7 つり上げ荷重が1トン以上の移動式クレーンの運転（道路交通法（昭和35年法律第105号）第2条第1項第1号に規定する道路（以下この条において「道路」という。）上を走行させる運転を除く。）の業務

（略）

11 最大荷重（フォークリフトの構造及び材料に応じて基準荷重中心に負荷させることができる最大の荷重をいう。）が1トン以上のフォークリフトの運転（道路上を走行させる運転を除く。）の業務

12 機体重量が3トン以上の別表第7第1号、第2号、第3号又は第6号に掲げる建設機械で、動力を用い、かつ、不特定の場所に自走することができるものの運転（道路上を走行させる運転を除く。）の業務

13 最大荷重（ショベルローダー又はフォークローダーの構造及び材料に応じて負荷させることができる最大の荷重をいう。）が1トン以上のショベルローダー又はフォークローダーの運転（道路上を走行させる運転を除く。）の業務

14 最大積載量が1トン以上の不整地運搬車の運転（道路上を走行させる運転を除く。）の業務

15 作業床の高さが10メートル以上の高所作業車の運転（道路上を走行させる運転を除く。）の業務

（略）

就業制限業務のうち、

○不特定の場所に自走する機械の運転業務 （下線） かつ

○安衛法第33条の対象 （黄色網掛け）

とならないものは、フォークリフト及びショベルローダー又はフォークローダーの運転の業務のみ

【機械等貸与者の講ずべき措置等】

災害事例（機械等貸与者が労働災害防止対策を行わなかったことが一因と推定される災害）

事例1 ドラグショベルを用いた水道管撤去作業に伴う災害

災害発生年：平成31年

被災者：一人親方

被災の程度：死亡

災害の概要：被災者は、下水道管撤去工事現場においてドラグショベルを運転して水道管撤去作業に従事していたが、重機がバランスを崩し、3メートル下に転落した。その際、重機の下敷きとなり、搬送された医療機関で死亡したものの。

災害の原因：ドラグショベルによるつり上げ作業（用途外使用）を行ったこと、移動式クレーン機能付きドラグショベルの使用を行っていなかったこと、作業計画が適切に策定されていなかったこと等

出典：厚生労働省調べ

事例2 フォークリフトを用いた鋳物砂の運搬業務に伴う災害

災害発生年：令和2年

被災者：労働者

被災の程度：死亡

災害の概要：鋳物砂の再生処理を行うA社から再生処理を行った鋳物砂を運搬する業務を請け負うB社の労働者（被災者）が、A社において歩行していたところ、A社から別の業務を請け負うC社の労働者が運転するフォークリフトに轢かれたものの。

災害の原因：A社がC社労働者に対して当該機械に対する運行経路等を通知していなかったこと等

出典：厚生労働省調べ

【各論②】 個人事業者等自身でコントロール不可能な災害リスクへの対策（その6）

【建築物貸与者の講ずべき措置】 《個人事業者等の安全衛生対策のあり方に関する検討会報告書（抄）》

- 安衛法第34条の規定について、「当該建築物等による労働災害を防止するため必要な措置」とされているが、貸与を受けた建築物による災害や健康障害のリスクは、建築物を使用する者が労働者であるか否かは関係ないため、「労働者」に限定しない（個人事業者等も対象に含まれることが明確となる）規定に見直すこととする。
- 規制対象としては、「事務所」、「工場」に限定しているが、災害の実態を踏まえ、スーパーマーケットのバックヤード、物流センター、倉庫、車庫、駐車場など災害が発生している場所も含めるよう見直すこととする。
- 措置内容としては、避難用出入口の保持など、建築物のハード面の措置が限定的に定められているが、災害の実態を踏まえ、作業場となる場合の通路の保持や墜落危険箇所の防護など災害の原因となっている措置も含めるよう見直すこととする。

《論点》

- 建築物貸与者が行う、建築物による災害を防止するために講ずべき措置については、事業者に貸与するときに義務付けられているところ、個人事業者等に貸与するときも義務付けることとして良いか。
- 安衛法施行令第11条で定める「建築物」の範囲をどのように考えるべきか。
- 安衛法第34条を根拠とする「災害を防止するため必要な措置」の内容をどのように考えるべきか。

【建築物貸与者の講ずべき措置等】

論点

- 建築物貸与者が行う、建築物による災害を防止するために講ずべき措置については、事業者に貸与するときには義務付けられているところ、個人事業者等に貸与するときも義務付けることとして良いか。

対応案

- 貸与された建築物等による危険性は貸与される者が事業者であるか否かによって変わるものではないため、対象となる者に個人事業者等も含まれることを規定上、明確にしてはどうか。

論点

- 安衛法施行令第11条で定める「建築物」の範囲をどのように考えるべきか。
- 安衛法第34条を根拠とする「災害を防止するため必要な措置」の内容をどのように考えるべきか。

対応案

- 災害の実態を踏まえ、あらゆる場所で、建築物等の管理に起因する労働災害が発生しうることから「建築物」の範囲を事務所、工場に限らず事業の用に供される建築物としてはどうか。また、屋外駐車場等、建築物には当たらないものを貸与する場合は、貸与者に求める措置をガイドライン等で明確にしてはどうか。
- 建築物貸与者の講ずべき措置については、共用の避難器具の表示・有効保持や警報設備の設置・有効保持などに加え、災害の実態を踏まえ、貸与を受けた者の占有部分以外の部分における墜落危険箇所の周知や安全な通路の確保等、災害の原因となっているものも追加してはどうか。

【建築物貸与者の講ずべき措置等】

参照条文－労働安全衛生法（建築物貸与者の講ずべき措置）

第 34 条 建築物で、政令で定めるものを他の事業者に貸与する者（以下「建築物貸与者」という。）は、当該建築物の貸与を受けた事業者の事業に係る当該建築物による労働災害を防止するため必要な措置を講じなければならない。ただし、当該建築物の全部を一の事業者に貸与するときは、この限りでない。

参照条文－労働安全衛生法施行令（法第34条の政令で定める建築物）

第 11 条 法第 34 条の政令で定める建築物は、事務所又は工場の用に供される建築物とする。

参照条文－労働安全衛生規則（建築物貸与者に関する特別規制）

第 670 条 法第 34 条の建築物貸与者（以下「建築物貸与者」という。）は、当該建築物の避難用の出入口若しくは通路又はすべり台、避難用はしご等の避難用の器具で、当該建築物の貸与を受けた 2 以上の事業者が共用するものについては、避難用である旨の表示をし、かつ、容易に利用することができるように保持しておかなければならない。

2 建築物貸与者は、前項の出入口又は通路に設ける戸を、引戸又は外開戸としなければならない。

第 671 条 建築物貸与者は、当該建築物の貸与を受けた事業者が危険物その他爆発性若しくは発火性の物の製造若しくは取扱いをするとき、又は当該建築物の貸与を受けた事業者の労働者で、当該建築物の内部で就業するものの数が五十人以上であるときは、非常の場合に関係労働者にすみやかに知らせるための自動警報設備、非常ベル等の警報用の設備又は携帯用拡声器、手動式サイレン等の警報用の器具を備え、かつ、有効に作動するように保持しておかなければならない。

（以下略）

【建築物貸与者の講ずべき措置等】

参照条文－労働安全衛生法（罰則）

第 119 条 次の各号のいずれかに該当する者は、6月以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

- 一 第 14 条、第 20 条から第 25 条まで、第 25 条の 2 第 1 項、第 30 条の 3 第 1 項若しくは第 4 項、第 31 条第 1 項、第 31 条の 2、第 33 条第 1 項若しくは第 2 項、**第 34 条**、第 35 条、第 38 条第 1 項、第 40 条第 1 項、第 42 条、第 43 条、第 44 条第 6 項、第 44 条の 2 第 7 項、第 56 条第 3 項若しくは第 4 項、第 57 条の 4 第 5 項、第 57 条の 5 第 5 項、第 59 条第 3 項、第 61 条第 1 項、第 65 条第 1 項、第 65 条の 4、第 68 条、第 89 条第 5 項（第 89 条の 2 第 2 項において準用する場合を含む。）、第 97 条第 2 項、第 105 条又は第 108 条の 2 第 4 項の規定に違反した者
（以下略）

参照条文－事務所衛生基準規則（適用）

第 1 条 この省令は、事務所（建築基準法（昭和25年法律第201号）第 2 条第 1 号に掲げる建築物又はその一部で、事務作業（タイプライターその他の事務用機器を使用して行う作業を含む。）に従事する労働者が主として使用するものをいう。）について適用する。
（以下略）

参照条文－建築基準法（定義）

第 2 条 この法律において次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 建築物 土地に定着する工作物のうち、屋根及び柱若しくは壁を有するもの（これに類する構造のものを含む。）、これに附属する門若しくは塀、観覧のための工作物または地下若しくは高架の工作物内に設ける事務所、店舗、興行場、倉庫その他これらに類する施設（鉄道及び軌道の線路敷地内の運転保安に関する施設並びに跨線橋、プラットホームの上家、貯蔵槽その他これらに類する施設を除く。）をいい、建築設備を含むものとする。
- 二 （略）
- 三 建築設備 建築物に設ける電気、ガス、給水、排水、換気、暖房、冷房、消火、排煙若しくは汚物処理の設備又は煙突、昇降機若しくは避雷針をいう。
（以下略）

【建築物貸与者の講ずべき措置等】

災害事例（建築物貸与者が労働災害防止対策を行わなかったことが一因と推定される災害）

事例1 倉庫資材置き場における運搬作業に伴う災害

災害発生年：令和4年

被災者：労働者（推定）

被災の程度：死亡

災害の概要：倉庫資材置き場において、入荷した長机8脚を2面が金網で囲ったキャスター付きの鉄製かごに積み込み、テルハで吊り上げ、中2階（高さ約3.2m）床に当該かごをおろした。その後被災者は、作業床の端において開口部を背に一脚ずつ、手で長机を押し出していた際、足を滑らせ、中2階から1階床に墜落したものの。

災害の原因：倉庫において開口部の墜落防止措置がなされていなかったこと等。

出典：職場のあんぜんサイト（労働災害事例）

事例2 倉庫におけるフレコンバッグ投入作業に伴う災害

災害発生年：令和3年

被災者：労働者（推定）

被災の程度：死亡

災害の概要：凍結防止剤散布車へ凍結防止剤を積載しようと、倉庫の2階にある投入口付近にて、ホイスト式天井クレーン（定格荷重2t）を用い、凍結防止剤の入ったフレコンバック（重量約1t）を同車へ投入するため誘導していたところ、柵が開放されていた搬入口の開口部（高さ4.4m）から、墜落したものの。

災害の原因：倉庫において開口部の墜落防止措置が不十分であったこと等。

出典：職場のあんぜんサイト（労働災害事例）

【建築物貸与者の講ずべき措置等】

災害事例（建築物貸与者が労働災害防止対策を行わなかったことが一因と推定される災害）

事例3 物流センターにおける運搬作業に伴う災害

災害発生年：令和4年

被災者：労働者（推定）

被災の程度：死亡

災害の概要：夜勤の始業後、物流センター3階の南東側プラットホーム上で、被災者は、リーチ式フォークリフトを運転して仮置きされているパレット積みの番重を出荷場所へ移す作業を行っていた。フォークリフトを後進させた際、プラットホームから1メートル下の床に転落し、被災者はヘッドガードと床に頭を挟まれて死亡したものの。

災害の原因：プラットホームの落下防止措置が不十分であったこと等。

出典：職場のあんぜんサイト（労働災害事例）

事例4 機械式駐車場における天井ボード張り替え作業に伴う災害

災害発生年：令和3年

被災者：労働者（推定）

被災の程度：死亡

災害の概要：機械式駐車場の地下天井ボードの張り替えを施工していたところ、同所には、自動式二酸化炭素消火設備のガス供給配管、噴射口が側壁に、熱・煙感知器が天井に各々布設されていて、施工のため熱・煙感知器の一時的な取り外し及び復旧を行ったことによって同消火設備が誤作動を起こし、消火用の二酸化炭素が噴出し、二酸化炭素中毒（酸素欠乏症）となったもの。

災害の原因：駐車場の消火設備の管理が不十分であったこと等。

出典：職場のあんぜんサイト（労働災害事例）

【建築物貸与者の講ずべき措置等】

災害事例（建築物貸与者が労働災害防止対策を行わなかったことが一因と推定される災害）

事例5 車庫における運搬作業に伴う災害

災害発生年：令和3年

被災者：労働者（推定）

被災の程度：死亡

災害の概要：被災者は配送先に荷を運搬するにあたり、出発地点である本件事業場の車庫に来て、同車庫の所定の位置に停めていた本件トラックを傾斜のある車庫出入口付近まで動かした。その後、被災者は、本件トラック運転席ドアと車体との間に挟まれた状態で発見されたもの。

災害の原因：車庫内の傾斜に対する安全対策が不十分であったこと等。

出典：職場のあんぜんサイト（労働災害事例）

事例6 スーパーマーケットにおける荷卸し作業に伴う災害

災害発生年：令和29年

被災者：労働者（推定）

被災の程度：死亡

災害の概要：配送先スーパーマーケットにおいて、被災者は荷受け口付近にトラックを停車し、荷台に乗って一人でパンの荷卸し作業を行っていたところ、勾配（1～2度）のためトラックが後方に動き出したため、荷台から飛び降りてトラックの後方から制止しようとしたが押し倒され、トラック左後輪に背部をひかれて死亡した。

災害の原因：スーパーマーケットの荷受け口付近において勾配に対する安全対策が不十分であったこと等。

出典：職場のあんぜんサイト（労働災害事例）

【各論②】 個人事業者等自身でコントロール不可能な災害リスクへの対策（その6）

【プラットフォーム等仕組みを提供する者による措置】 《個人事業者等の安全衛生対策のあり方に関する検討会報告書（抄）》

- プラットフォーマーが個人事業者等に行わせる危険有害業務の内容によっては、安衛法第3条第3項の規定がプラットフォームにも当てはまる場合がある旨を解釈例規やガイドラインの策定といった手段を通じて明確化することにより、プラットフォームが配慮すべき具体的内容を明確にすることとする。
- 別途、フリーランス保護の観点から検討がなされているフリーランスに関する各種施策とも連携の上、国は、上記の趣旨を様々なチャンネルを通じ、事業者や注文者、プラットフォーム、個人事業者等に広く周知させることとする。
- プラットフォーマー等の業務形態や契約に着目した新たな規制の枠組み、諸外国の規制動向等にも注視しつつ、安衛法の既存の枠組みでは捉えきれない課題への対応についても将来的な検討課題の把握に努めることとする。

《論点》

- プラットフォーマーが安衛法第3条第3項に規定する注文者に当てはまるのはどのような場合か。
- 注文者に該当しないプラットフォームに対してはどのような取組を求めることが適当か。

参照条文－労働安全衛生法（事業者等の責務）

第3条（1、2略）

- 3 建設工事の注文者等仕事を他人に請け負わせる者は、施工方法、工期等について、安全で衛生的な作業の遂行をそこなうおそれのある条件を附さないように配慮しなければならない。

【プラットフォーム等仕組みを提供する者による措置】

論点

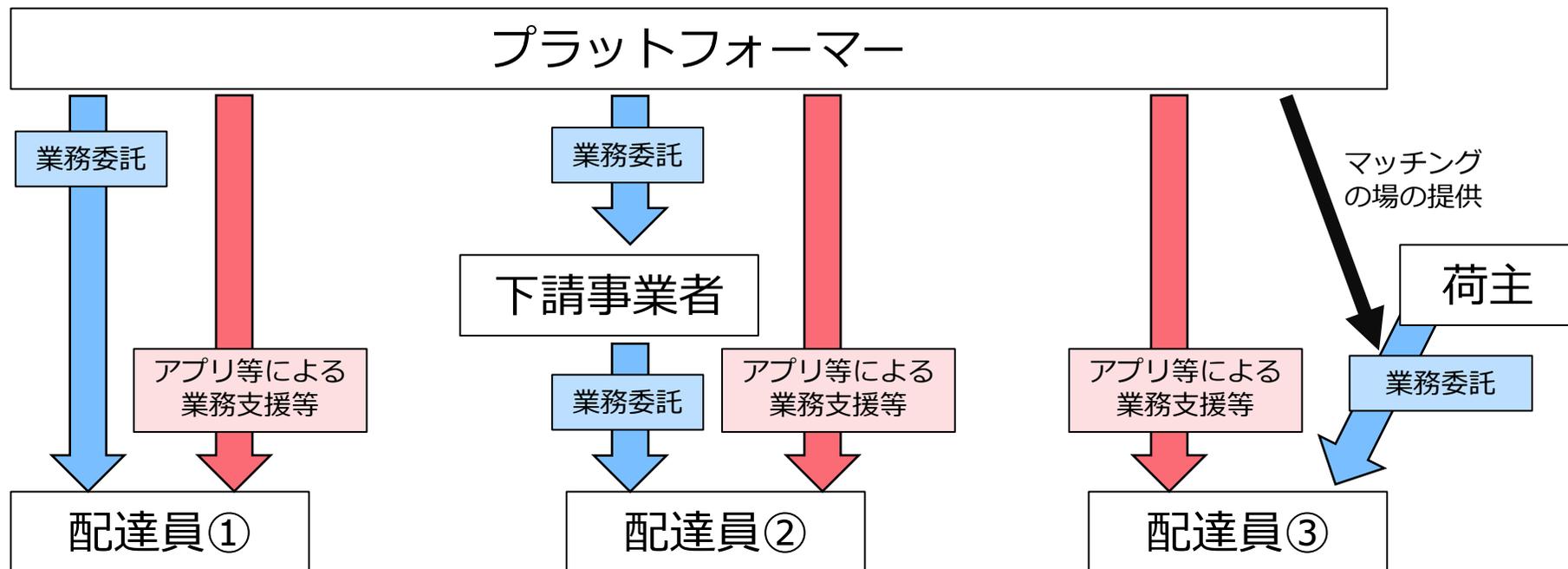
- プラットフォーマーが安衛法第3条第3項に規定する注文者に当てはまるのはどのような場合か。
- 注文者に該当しないプラットフォームに対してはどのような取組を求めることが適当か。

対応案

- プラットフォーマーが、安衛法第3条第3項に規定する注文者に当てはまるのは、プラットフォーム自身が直接的に仕事を他人に請け負わせる場合としてはどうか。
- プラットフォーマーが提供するサービスを利用して就業する者が行う仕事に関し、仕事を請け負わせるのではなく、アプリ等を活用した業務支援等を行う場合等プラットフォームが安衛法第3条第3項に規定する注文者に該当しない場合であっても、注文者に準じ、安全で衛生的な作業が行われるよう必要な配慮を行うよう求めることとしてはどうか。
- 上記を踏まえ、注文者に該当する場合の配慮すべき事項や、注文者に該当しない場合に配慮することが望ましい取組などをガイドライン等で示し、プラットフォームを含めた関係者に周知するとともに、今後ともプラットフォーム含めた新たな働き方に対する規制を、諸外国の例も参考にしつつ検討することとしてはどうか。

【プラットフォーム等仕組みを提供する者による措置】

【荷の配送業務の流れ】



※ プラットフォーマーが具体的に配慮すべき事項は、業務委託の内容や業務支援等の内容が作業上の安全衛生に及ぼす影響の程度によって異なるため、ガイドライン等により明確にする。（前回提出資料1 スライドNo.6 参照）

例) プラットフォーマーによる業務支援等の例

	業務委託等の状況	プラットフォームの位置付け
配達員①	プラットフォームから直接業務委託を受けている プラットフォームが提供するアプリ等による業務支援等を受けている	注文者
配達員②	プラットフォームから業務委託を受けた下請事業者から業務委託を受けている プラットフォームが提供するアプリ等による業務支援等を受けている（契約関係なし）	注文者
配達員③	プラットフォームが提供する場でマッチングした荷主から業務委託を受けている プラットフォームが提供するアプリ等による業務支援等を受けている（契約関係なし）	注文者に該当しない

【プラットフォーム等仕組みを提供する者による措置】

個人事業者等の健康管理に関するガイドライン（抄）

4 注文者等が実施する事項

注文者等は、1及び2を踏まえ、次の（1）から（5）までに掲げる事項を実施すること。

仲介業者やプラットフォーム（インターネット等を活用し、利用者とサービス提供者を結び付ける仕組みや場を提供・運営する事業者をいう。以下同じ。）も、個人事業者等に仕事を注文する場合は注文者に該当する。

また、仲介業者やプラットフォームからは個人事業者等に仕事を注文しないが、個人事業者等が受注した仕事に関し、個人事業者等が契約内容を履行する上で指示、調整等を要するものについて必要な干渉を行う場合は、当該仲介業者やプラットフォームは注文者等として、当該仕事の注文者と連携して、1及び2を踏まえ、次の（1）から（5）までに掲げる事項を実施すること。

※ 以下項目のみ抜粋

- （1）長時間の就業による健康障害の防止
- （2）メンタルヘルス不調の予防
- （3）安全衛生教育や健康診断に関する情報の提供、受講・受診機会の提供等
- （4）健康診断の受診に要する費用の配慮
- （5）作業場所を特定する場合における適切な作業環境の確保

【プラットフォーム等仕組みを提供する者による措置】

規制改革実施計画（令和6年6月21日閣議決定）（フリーランス・ギグワーカーの労働者性に関する部分抜粋）

II 実施事項

3. 良質な雇用の確保、高生産性産業への労働移動

(1) 良質な就労の確保

No.	事項名	規制改革の内容	実施時期	所管省庁
1	フリーランス・ギグワーカーの労働者性及び保護の在り方	<p>a 昭和60年の「労働基準法研究会報告書」（以下「研究会報告」という。）に基づく労働基準法上の労働者性（以下「労働者性」という。）の判断基準（以下「判断基準」という。）においては、「業務の内容及び遂行方法に対する指揮命令の有無」は「指揮命令の程度が問題であり、通常注文者が行う程度の指示等に止まる場合には、指揮監督を受けているとは言えない」とされているが、現実には、就業者及び事業者による個別具体的な判断に当たって解釈が容易ではなく、特に、事業者側の人間による就業者に対する直接・対面の指示ではなく、アプリやAI、アルゴリズムを用いた連絡やGPSを用いた就業状況の把握など、研究会報告が取りまとめられた当時には想定されていなかったデジタル技術の扱いが不明確であり、労働者性の有無の予見可能性が低い状況にあるとの指摘がある。これらを踏まえ、厚生労働省は、労働者性がある働き方をしているにもかかわらず、名目上は自営業者として扱われ、最低賃金を始めとする労働基準法等に基づく保護を受けられていない、いわゆる偽装フリーランス問題の解決に資するよう、国民にとって労働者性の有無の予見可能性を高める観点から、例えば、配達業務を行う就業者に対して発注者が具体的な配達経路を連絡し、当該連絡に従わない場合には制裁を科す等の措置により当該連絡に従うことを強制するなど、就業時間中に発注者が就業者の業務遂行方法について業務の性質上当然に必要な範囲を超えた連絡を行い、就業者に対して当該連絡に従うよう強制するような場合には、人間による直接の指示ではなく、AIやアルゴリズムによる連絡であっても、業務遂行上の指揮監督関係を肯定する方向に動くことを明確にするなど、研究会報告による現行の判断基準を引き続き基礎としつつ、デジタル技術の活用等を踏まえた判断基準の明確化を検討し、その結果を踏まえ、就業者事業者双方に取って分かりやすく解説するなどの周知を行う。</p> <p>b～d （略）</p>	<p>a, c : 令和6年度検討開始、結論を得次第速やかに措置</p> <p>b : 令和6年度措置</p> <p>d : 令和6年度措置、それ以降継続的に措置</p>	厚生労働省